

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
2 年 第 1 6 号	2. 1 1. 2 5	<p>月池の自然景観と樹木保護への配慮に関する陳情</p> <p>月池東岸には、長年、市民と県民が成長を見守り続けてきた、月池の象徴である貴重な高木群と紅葉樹木が集まっている。この樹木たちは、四季折々に装いを変え、春には桜やスモモの薄紅色が優しさを、暑い夏には美しい青葉が木陰を提供し、秋から冬は金木犀の香りの中、もみじの紅とえのきの黄が絶妙のコントラストを成して、月池全体と散策路に奥行きを与えている。</p> <p>これら四季折々の色合いは、月池の象徴であるのみならず、訪れた人たちが、月池から好文亭を望む際、まるで自然が茨城県へ与えた豊かな色彩屏風のように、貴重な背景となっている。もし月池を飾る高木群や紅葉樹木が切られてしまえば、奥行きがなく平坦になり、月池から望む好文亭の景観、月池周辺の魅力も、半減し得る。</p> <p>このため、訪れる人たちに長年愛されてきた、これらの高木樹木や紅葉の景観を保全しつつ、新たにつくられる迎賓施設を運用することは、自然を愛でた斉昭公ゆかりの偕楽園を守り続け今に伝える、茨城県人の心の豊かさと魅力を訪れる方々へお伝えする絶好の機会になる。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 月池整備事業を受注した佐賀県業者へ、市民、県民、訪問客に長年愛されてきた、月池の自然景観と樹木保護への理解と協力を求めること。</p> <p>2 具体的には、以下に記載する、景観に関して、特に重要な役割を担っている月池東岸の象徴的高木（樹高6～7メートルを超す桜、えのきなどの大木）と紅葉樹（もみじ、かえで、えのきなど）の17本を残すよう理解を求めること。</p> <p>この17本は、もし伐採された場合、景観に奥行きが失われ、景観の魅力が半減する高木と紅葉樹である。</p> <p>偕楽園の樹木には、エリアごとに個々の識別番号がつけられており、17本について、そのエリアと樹木番号を記載する。</p> <p>月池東岸TU3エリア</p>	個人	土木企業

樹木番号057（えのき），053（えのき），048（えのき），052（ハンノキ）

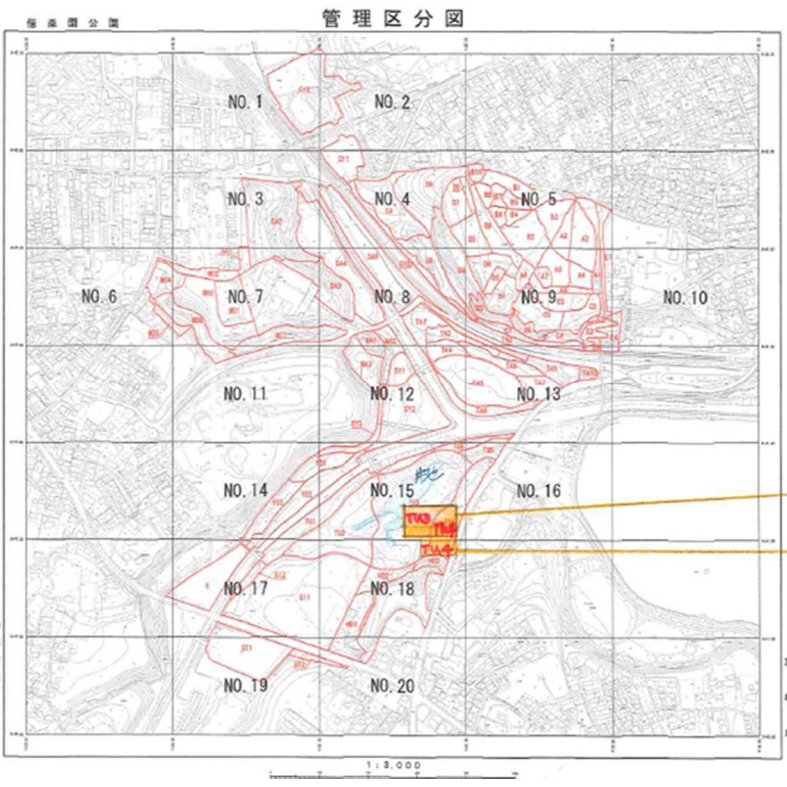
月池東岸TU4エリア

188（桜），189（えのき），190（ねむの木），191（桜），193（えのき），212（桜），207（かえで），206（かえで），202（もみじ），343（かえで），349（かえで），327（かえで），2S93（やまぼうし）

県が公開している回答書「植栽関係資料」を拝見すると、桜については写真入りで位置説明がなされている。このため、桜への配慮はなされるかもしれないと思う（ただそれも建設する業者側の判断となり得、県民としてはお任せするだけになる恐れになることを危惧する。）

さらに、それ以外の樹木、特に象徴的高木群と紅葉樹については、回答書に樹高などの記載が無いことと、実際に四季を通じて散策しない限り、慣れない県外の方へは理解しづらい面があると思われる、十分な配慮がなされるのか疑問を感じたので、今回このように陳情させて頂く。

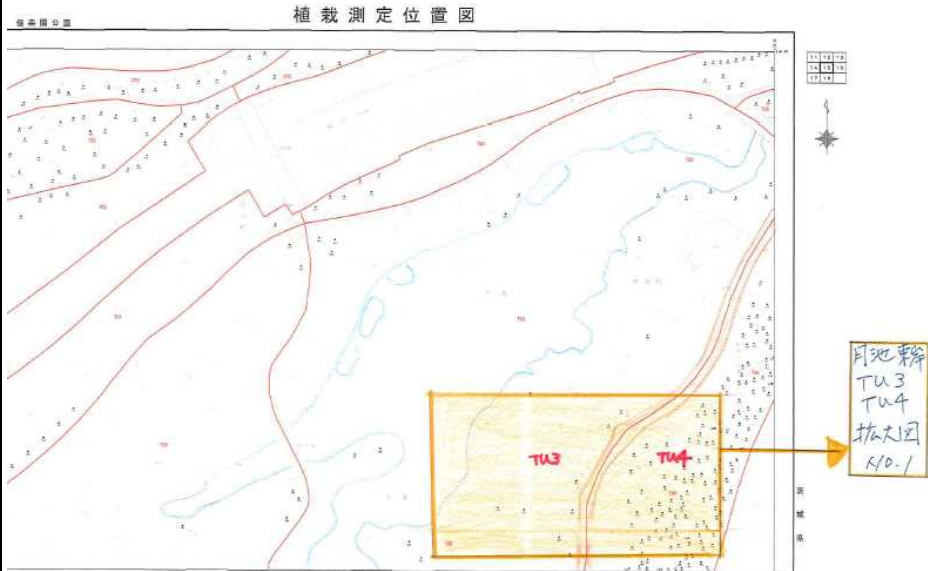
今回整備事業の対象となる区域と樹木たちは、長年、市民県民が守り愛してきた県民のものであるという全県民の思いも、県議会でも認可され事業を請け負った共同事業体関係各位に、ぜひ理解頂けるよう取り計らいをお願いする。



資料 |

月池東岸
TU3 & TU4
拡大図 No. 1

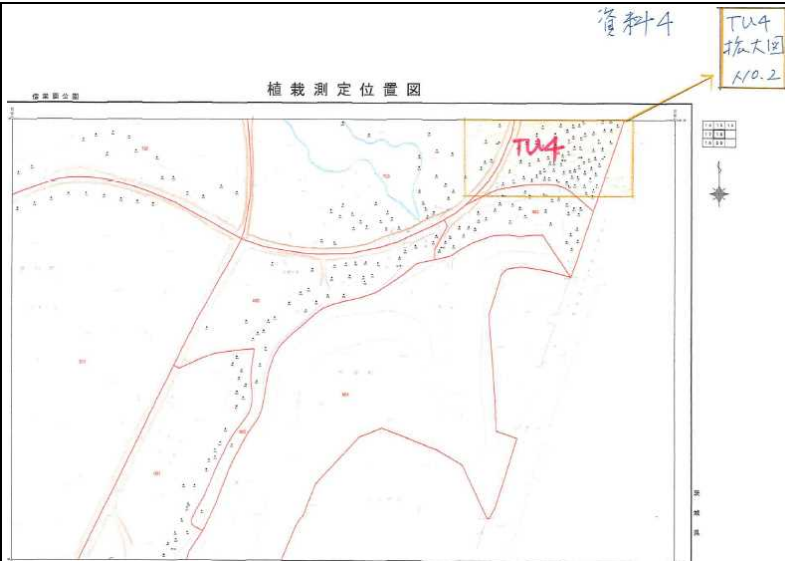
TU4
拡大図 No. 2



月池東岸 <TU3 と TU4 エリア> 拡大図 No.1

資料 3





月池東岸 <TU4 エリア> 拡大図 No.2

資料5

